

改正

昭和57年10月15日教育委員会規則第10号

昭和61年 3 月29日教育委員会規則第 5 号

昭和62年 3 月27日教育委員会規則第 2 号

昭和62年10月 1 日教育委員会規則第 6 号

平成 5 年 3 月31日教育委員会規則第 3 号

平成 6 年 3 月31日教育委員会規則第 2 号

平成10年 6 月26日教育委員会規則第 7 号

平成11年 3 月29日教育委員会規則第 4 号

平成12年 3 月27日教育委員会規則第 6 号

平成12年 6 月26日教育委員会規則第 9 号

平成13年10月 4 日教育委員会規則第12号

平成14年 3 月28日教育委員会規則第13号

平成17年 9 月28日教育委員会規則第13号

平成19年 3 月26日教育委員会規則第 3 号

平成29年 3 月31日教育委員会規則第 4 号

平成30年 7 月13日教育委員会規則第 7 号

伊丹市立ローラースケート場規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊丹市立体育施設条例（昭和57年伊丹市条例第25号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、伊丹市立ローラースケート場（以下「ローラースケート場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

第 2 条 条例別表第 2 に規定する教育委員会規則で定める小中学校等の長期休業日（以下「学校長期休業日」という。）は、伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年伊丹市教育委員会規則第47号）第 2 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する休業日とする。

2 専用使用の時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）ならびに学校長期休業日以外の日 午前7時から午後1時まで

(2) 土曜日、日曜日および休日ならびに学校長期休業日 午前7時から午前9時まで

（許可の基準）

第3条 条例第7条第1項第5号の規定により教育委員会が不適当と認めるときは、保護者が同行しない幼児および小学校3年生以下の児童が使用しようとするときとする。

（一般使用の申請等）

第4条 一般使用については、申請書の提出を省略するものとする。

2 一般使用については、入場券または回数入場券の収受により許可したものとする。

3 前項の規定に基づき許可を受けた者の利用料金は、入場のときに納付しなければならない。

（専用使用の申請等）

第5条 条例第6条第1項の規定によりローラースケート場の専用使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前々月の末日までに伊丹市立ローラースケート場専用使用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がローラースケート場の管理上支障がないと認めるときは、本文に規定する期日後に申請書を提出することができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、その使用目的および内容を審査し、適当と認めたときは、伊丹市立ローラースケート場専用使用許可書（以下「許可書」という。）を交付する。

3 前項の許可書の交付を受けた者は、直ちに専用利用料金を納付しなければならない。

（専用使用の期間）

第6条 専用使用の期間は、引き続き6日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（専用使用の時間）

第7条 施設を専用使用することができる時間は、許可を受けた時間内とし、準備および後片付け等に要する時間を含めたものとする。

（専用使用の許可の変更）

第8条 専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、専用使用の許可を受けた内容を変更しようとするときは、体育施設使用許可変更申請書に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、当該申請の内容がやむを得ないと認めたときは、前項の申請に係る許可をするものとする。

(専用使用取消届)

第9条 使用者は、専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく体育施設使用取消届に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の承認申請等)

第10条 指定管理者は、条例第10条の2第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、当該利用料金の額その他教育委員会が必要と認める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、承認または不承認を決定し、その旨を当該申請をした者に書面で通知するものとする。

- 3 指定管理者は、前項の規定による承認を受けたときは、速やかに当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 条例第10条の3の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。

- (1) 本市またはその機関が主催または共催する事業等に専用使用するとき。 利用料金の全額
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校が教育活動として使用するとき。 利用料金の全額
- (3) 市内に居住する者が家族と共に毎月の第3日曜日に一般使用するとき。 利用料金の全額
- (4) 本市またはその機関が後援する事業等に専用使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額
- (5) 市内に居住する60歳以上の者（第4条第2項の入場券による許可を受けた者に限る。）が、平日（土曜日、日曜日および休日を除く。以下同じ。）の昼間（午後1時から午後5時までをいう。）に一般使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額
- (6) 市内に居住する60歳以上の者が主たる構成員である団体が、平日の昼間（午前9時から午後1時までをいう。）に専用使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額
- (7) 市内に居住する身体障害者（児）、知的障害者（児）または精神障害者（児）およびその介護者またはこれらの者が過半数である団体が、営利を目的としないで使用するとき。 利用料金の100分の50に相当する額
- (8) その他教育委員会が必要と認めるとき。 教育委員会が必要と認める額

- 2 利用料金の減免を受けようとする者が、前項各号の2以上の規定に該当する場合は、いずれか一つの減免額の多い規定のみを適用する。
- 3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第1項第6号または第7号（専用使用する場合に限る。）の規定により減免を受けようとする者は、当該減免を受けるべき資格を証明する書面を提示しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号、第5号または第7号（一般使用する場合に限る。）の規定により減免を受けようとする者については、指定管理者に当該減免を受けるべき資格を証明する書面を提示することにより、指定管理者に利用料金減免申請書を提出したものとみなす。

（利用料金の還付）

第12条 条例第10条の4ただし書の教育委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。

- （1）天候不良等により使用できないとき。 利用料金の全額
 - （2）災害その他不可抗力により使用ができなくなつたとき。 利用料金の全額
 - （3）使用者が使用日（引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日。次号において同じ。）の7日前までに専用使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。 利用料金の100分の80に相当する額
 - （4）使用者が使用日の前日までに専用使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき。 利用料金の100分の50に相当する額
- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（特別の設備等の承認）

第13条 使用者は、特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を記載した仕様書その他指定管理者が必要と認めるものを申請書または許可書に添付し、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をしたときは、許可書にその旨を表示するものとする。

（使用後の点検）

第14条 使用者は、施設の専用使用が終わつたときは、指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

- 2 使用者が特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用した場合において、その使用が終わり

つたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可書または入場券等を携帯し、係員の求めに応じて提示すること。
- (2) 指定管理者の許可を受けないで、物品の販売、宣伝および寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 指定管理者の許可を受けないで、ポスター・ビラ等を配付し、または掲示しないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

(損傷、滅失の届出)

第16条 使用者は、建物または付属設備もしくは備品を損傷し、または滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)

第17条 条例第18条の規定により教育委員会が自らローラースケート場の管理を行う場合においては、第2条第2項ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めるときは」と、第5条第1項および第2項、第6条ただし書、第8条、第9条、第11条第3項および第4項、第12条第2項ならびに第13条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」として、これらの規定を適用する。

(申請書等の様式)

第18条 この規則に定める申請書その他の様式は、教育委員会が別に定める。

(細則)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

付 則 (昭和57年10月15日教委規則第10号)

この規則は、昭和57年10月15日から施行する。

付 則 (昭和61年3月29日教委規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月27日教委規則第2号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年10月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年3月31日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市立ローラースケート場管理規則第6条第1項の規定による使用料の減免を受けている者の当該減免額については、この規則による改正後の伊丹市立ローラースケート場管理規則第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成6年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成10年6月26日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月29日教委規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月27日教委規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年6月26日教委規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

（伊丹市立ローラースケート場管理規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第5条による改正後の伊丹市立ローラースケート場管理規則の規定は、平成12年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成13年10月4日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月28日教委規則第13号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成17年 9 月28日教委規則第13号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成19年 3 月26日教委規則第 3 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 3 月31日教委規則第 4 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行し、同日以後の施設の使用について適用する。

付 則（平成30年 7 月13日教委規則第 7 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。